

[事案 28-108] 新契約無効請求

・平成 29 年 2 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

募集代理店の説明が不十分であったことを理由に、契約日に遡及して保険料を減額し、差額分を返金したうえで保障を継続すること、または契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約日に遡及して保険料を減額し、既払込保険料と一部解約に伴う解約返戻金の差額分を返金したうえで保障を継続してほしい（請求 1）。または、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい（請求 2）。

(1) 募集人に対し、月々の保険料を調整（保険料を途中変更）できるか質問したところ、募集人は、「増額はできないが、減額はできる」と説明したが、保険料の減額は保険の一部解約となり、減額部分が返金されないことの説明がなかった。

(2) 保険料を減額すると、遡及して保険料が減額され、減額部分が返金されると誤解した。

<保険会社の主張>

募集人は、減額部分は解約したものとして取り扱われ、減額した場合に契約者に返される金額は既払込保険料よりも少なくなることを説明しているため、申立人の請求 1 および請求 2 に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど、契約申込み当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が説明を怠ったとは認められず、また、一般的に、保険料の減額時に減額部分の保険料が戻らなければ、契約には加入しなかったとは認められないため、申立人の請求 1 および請求 2 はいずれも認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(1) 申立人が保険料の減額について複数回確認していたことからすると、将来、保険料を減額することがありうることは、募集人も理解できたにもかかわらず、減額時のリスクについての募集人の説明内容は、必ずしも分かり易いものであったとはいえ、申立人も誤解していたことからすると、十分に理解できる説明がなされていたのか疑問が残る。

(2) 本契約加入時に、申立人は他社の保険に加入しており、本契約加入と同時に、配偶者のための医療保険とがん保険にも加入したが、募集人は、本契約の月払保険料は比較的高いと感じていたことからすれば、申立人がそのままの金額の支払いを継続できるかについて、もう少し慎重に対応すべきであったといえる。